

リンゴ黒星病が増加する時期です。 🍏🍏🍏🍏🍏🍏🍏🍏🍏🍏🍏🍏 🍏🍏🍏🍏🍏🍏🍏🍏🍏🍏🍏🍏 定期的に圃場を巡回しましょう！

6月から黒星病の発生が目立つようになります。降雨により急増しますので、圃場の観察を強化するとともに、以下の点に留意してまん延防止に努めてください。

- 1 定期的に圃場を巡回し、発病の有無を確認してください。
- 2 黒星病の発病が確認されたら、感染部位を摘み取って袋等に入れて圃場外に持ち出し、焼却または土中に埋めるなど適正に処分してください。
- 3 発生が多い場合や今まで見られなかった圃場で発生を確認した場合には、速やかにお近くの農業改良普及センター（TEL0265-53-0437）又は生産団体までご連絡ください。
- 4 防除の際には、樹全体にしっかり薬液がかかるように十分な量を丁寧に散布してください。また樹冠内部の新梢整理などで死角をなくすように努めてください。
- 5 QoI剤を使用する場合は、単剤ではなく保護殺菌剤を加用してください。

「黒星病の特徴」



お問い合わせ先： 飯田市農業課生産振興係 TEL 0265-21-3217

農地の賃借についてご相談ください。～農地を探している方、農地を貸したい方、農地に関する相談を受け付けています～
ご相談は、飯田市農業課 ●TEL.0265-21-3217 FAX.0265-52-6181
ホームページで公開中 <http://www.city.iida.lg.jp/site/nbank>

～ 裏面は、新設の「意欲ある農業者支援事業補助金」のご案内をしています。～

令和元年度「飯田市意欲ある農業者支援事業補助金」

飯田市では令和元年度（2019年度）より、意欲ある農業者の皆さんが、自らの農業経営を改善する目的で導入する機械等の整備を支援する補助金を新設しました。

1 補助事業の目的

作業の省力化や効率化により、生産性の高い農業を目指す意欲ある農業者を支援することで、当地域の農業を維持していく目的で実施します。また、地域の仲間やグループ等の多様な担い手を支援し、農業生産の継続、農地保全につなげていきます。

2 補助対象者

●**個人タイプ** 飯田市に在住の農業者、農業法人

●**共同利用タイプ** 市内各地区の中心的担い手農業者を含む農家3戸以上の任意団体
※中心的担い手農業者は各地区人・農地プラン掲載の中心的経営体（認定農業者等）のことです。
※中山間地域等直接支払交付金の交付を受け農地維持に取組む集落協定内での利用は対象外です。

3 補助対象となる事業

農業経営の改善に必要な農業用機械又は農業用施設の取得、改良又は修繕。

4 **補助率** 事業費の3/10以内。上限50万円

※事業費50万円以上の機械等が対象です。業者2者以上から見積りをお願いします。

5 対象事業の要件等

●**個人タイプ**

補助申請時に5年間の農業経営改善計画を作成し、整備する機械等と計画内容の整合性を確認します。補助事業の活用は5年間の計画期間のなかで原則1回とします。

※認定農業者、認定新規就農者は認定時の経営改善計画（就農計画）で確認します。

●**共同利用タイプ**

団体内での話し合いに基づき、構成員の農業経営状況等を含めた整備機械等の利用計画を作成します。団体規約、機械等の管理規程が必要です。

【共通事項】

- ◆本補助事業は、国、県、市等の他の補助事業との併用はできません。
- ◆補助要望額が多い場合は、同一年度内に飯田市等が交付する他の補助金等を受けていない方を優先して補助金額の配分を行う可能性があります。
- ◆農業経営の用途以外に容易に利用できる汎用性の高いものは補助対象外です。（運搬用トラック、パソコン、倉庫等）
- ◆中古機械及び中古施設の取得、中古資材を活用しての整備も対象となります。

事業要望調査の実施期間

令和元年6月3日（月）～6月28日（金）

○詳細につきましては、飯田市農業課へお問合せください。

お問合せ先

飯田市産業経済部
農業課農村振興係
TEL：0265-21-3217
FAX：0265-52-6181